

女川町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回 (第 12 回)	平成 29 年 8 月 10 日 (木) 14:45～15:00
	前回 (第 11 回)	平成 29 年 1 月 11 日 (水) 14:10～14:30
場 所	宮城県庁 9 階 第 1 会議室	
復興整備事業	女川町復興整備計画 (案) について (1) 都市計画の決定又は変更に係る事項 (法第 48 条第 1 項第 3 号の協議) (2) 開発行為の許可に係る事項 (法第 49 条第 4 項第 1 号の協議)	
出席者	女川町	副町長 東野 真人 復興推進課 課長 福原 政一 復興推進課 係長 佐藤 友希 復興推進課 係長 高橋 崇介
	復興庁	宮城復興局 政策調査官 浜谷 英一 宮城復興局 期間業務職員 高橋 亜矢
	宮城県	土木部都市計画課 部副参事兼課長補佐 (総括担当) 菊池 弘之 土木部復興まちづくり推進室 技術補佐 (総括担当) 大沼 伸 土木部建築宅地課 課長 奥山 隆明 震災復興・企画部地域復興支援課 部参事兼課長 門脇 克行

○協議内容

1 開 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課)

- ・出席者紹介 (時間の都合上、配布した出席者名簿にて確認)。
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告。
- ・傍聴人への注意。

2 議 事

女川町復興整備協議会規約により、女川町長代理人の東野副町長が議長となる。

(女川町副町長 東野)

議事の流れとしては、まず復興整備計画について事務局から説明を行った後、質疑を行います。その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、都市計画の変更に関する事項と開発許可の特例措置について説明をして、質疑を行います。最後に復興整備計画全体について了承いただけるかをお諮りします。それでは、女川町復興整備計画 (案) について、事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課長 福原)

復興整備計画 (案) の変更部分について説明

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様から御意見、御質問はありませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

今回の女川町復興整備計画では、11ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、都市計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、都市計画変更について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 係長 佐藤)

女川町復興整備計画(案)都市計画の変更について説明

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から説明がありましたが、県の都市計画課から補足することはございませんか。

(土木部都市計画課 部副参事兼課長補佐 菊池)

今回の変更につきましては、事業の進捗に伴う区域の変更ですので、県としては支障がないものと判断いたします。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

次に女川町復興整備計画では、15ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第7項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 係長 高橋)

開発許可の特例措置について説明

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することはございませんか。

(土木部建築宅地課 課長 奥山)

今回の計画変更につきましては、開発許可の基準に適合している旨を確認していることから、異議はございません。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

ないようですので、それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますか。

(出席者一同)

異議なし。

(女川町副町長 東野)

ありがとうございます。異議なしということで了承されました。

以上で議事を終了致します。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課)

皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして、『第12回女川町復興整備協議会』を終了します。

本日は、ありがとうございました。

○協議結果

- ・東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、都市計画の変更の手続きをワンストップ処理することを協議会で了承された。
- ・東日本大震災復興特別区域法第49条の規定に基づき、開発許可の特例措置の適用について協議会で了承された。